

野木町指定文化

令和4年4月に行われた野木町教育委員会において、野木町野木にあります「加藤伊一家文書」891点が、野木町指定文化財有形文化財歴史資料の部に指定されました。

加藤伊一家文書の所蔵者である加藤家は、旧谷中村(現、栃木市藤岡町地内)第六代村長加藤伊右衛門の子孫にあたり、明治39年(1906)4月19日、加藤伊右衛門は谷中村恵下野39番地から現在地に移転しています。(藤岡町史編さん事業調査結果)

加藤家には江戸時代の半ば頃から多くの史料が残され、これらは代々加藤家に受け継いで伝えていきます。この文書は今まで2回の史料所在調査が行われています。昭和60年(1985)の野木町史編さん事業、令和3年度野木町文化財保護審議会による調査で、その結果は昭和61年(1986)3月31日野木町史編さん委員会『野木町史料所在目録』(第2集)で436点の史料が、昭和61年11月29日野木町史編さん委員会『野木町史料所在目録』(第3集)で242点の史料が史料所在目録として報告されています。昨年度、野木町文化財保護審議会の所在調査では286点の史料が調査されています。現在、加藤伊一家文書はすべて加藤家の蔵の中へ茶箱に入れて保管されています。

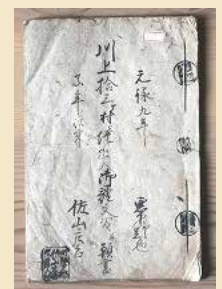


加藤伊一家文書

加藤伊一家文書は964点存在します。大きさは、小さなもので葉書サイズ、大きな史料はB1サイズほどの図です。史料の形態は紙・綴・冊。編年的には、年未詳の史料が202点ですが、最古は江戸時代の貞享元年(1684)、最新は昭和25年(1950)です。

文書は江戸時代の史料が88点あり、谷中八か村の中で恵下野村の村高に関する史料が多いです。(谷中村とは、過去、渡良瀬遊水地にあった村です。)

特に、川上十三村ト堤出入御証文写では、新参の谷中村の堤防高さが論所堤となって周辺の村々から訴えられ、幕府の裁許によりことが収束しています。水場の村の特徴でしょうか、周辺の村々と論争しながら生活する様子が興味深くなっています。



川上十三村ト堤出入御証文写

明治期の史料が514点と圧倒的に数多くなります。この時期の史料は、大きく次のように分かります。

- ①合併前の恵下野村の生産力を示すもの
- ②谷中村収支予算決算書や堤防修復工事などの土木工事に関したのもの
- ③買収による移転の経過と谷中村民の意思に関したのもの
- ④移転先での生活や人々との結びつきに関したのもの

特に、買収と村民の意思について、村民たちは国や県からの移転案でなく、独自の考え方をもっていたようです。

財の追加指定

また、次のような史料もあります。

れきだいへんかんしよじおぼえひかえ

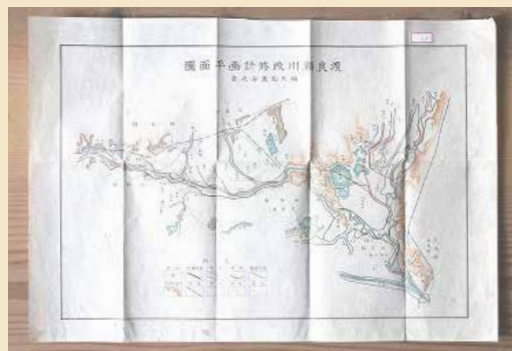
歴代変換諸事覚控(明和元年～)は水害の調べとってよく、明和元年(1764)からの水害が記録されています。浅間山火山灰降雨や地震の記録も含まれます。

ちしへんしゅうざいりょうとりしらべしよ

恵下野村地誌編輯材料取調書があります。明治政府による全国地誌編纂の基礎資料として、各府県が各郡町村にまとめた地誌で、全国的に集められました。関東大震災により未刊のままほとんどの史料が焼失しましたが、この史料の写しが野木町の中に残っています。



地誌編輯材料取調書



渡良瀬川改修計画平面図

今回、この加藤伊一家文書891点が野木町指定文化財に追加指定された根拠は、

- ①加藤伊一家文書を所蔵する加藤家には江戸時代半ば頃から多くの史料が残され、これらは代々加藤家に受け継いで伝えていること。加藤家は旧谷中村村長加藤伊右衛門の子孫にあたります。
 - ②加藤伊一家文書の主たる史料は、明治時代、特に谷中村の成立から、土地が買収され、村民の移転、そして移転先の生活の様子が記録されていること。
 - ③現在の渡良瀬遊水地には、江戸時代から人々の生活が確認され、水場の生活が記録されていること。
 - ④旧谷中村の一部の村民は、野木町へ移転していて、移転後、周辺の人々とのかかわりが記録されていること。
- などです。

このほか、この史料には歴代変換諸事覚控や恵下野村地誌編輯材料取調書などがあり、野木町にとっては非常に貴重であります。

詳しいことを知りたい方、野木町立図書館に『野木町史料所在目録』、第1集から第3集があります。どんな史料があるか？ご自分でお確かめください。

問生涯学習課 ☎(57)4176

その他、野木町の史跡・文化財は野木町ホームページで紹介しています。右記QRコードよりご覧ください。

